

Title	民法一六七条における債権一〇年時効制の立法史的意義とその現在の課題 (二・完)
Sub Title	Die Entstehung der 10 jährigen Verjährung §167 jap. BGB : ihr rechtsgeschichtliches Gebilde und Problem der Gegenwart (2. Ende)
Author	内池, 慶四郎(Uchiike, Keishiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.10 (1987. 10) ,p.24- 59
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19871028-0024">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19871028-0024</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 民法一六七条における債権一〇年時効制の 立法史的意義とその現在の課題（三・完）

内池慶四郎

- 一 問題提起
- 二 出訴期限規則の制定実施と改正の要求
- 三 各種時効法草案における時効期間
- 四 旧民法の時効立法と法典調査会案……………以上前号
- 五 第九議會衆議院の民法審議……………以下本号  
——民法中修正案委員會の構成
- 六 修正案委員會の審議經過
  - (一) 第四回會議
  - (二) 第五回會議
  - (三) 確定議
- 七 審議内容の評価と修正の意義
- 八 現在の課題——結語

五 第九議会における民法審議——衆議院民法中修正案委員会の構成

明治二八年中に法典調査会において整理を終えた民法典前三編全七二三条は、第九帝國議會(二八・一二・二五召集、二九・三・二九閉会)に政府から民法中修正案として提出され、衆議院、貴族院の審議にかけられることになる。時効その他の点について重要な修正が加えられるのは、主に衆議院の審査であったので、ここではとくに衆議院における民法審議の過程を考察しよう。<sup>(1)</sup>

衆議院は、二九年二月二六日の本會議において、政府委員末松謙澄より民法修正案の提案理由が説明されたのち、「右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選挙」に入り、左の二七名の議員を議長楠本正隆の指名により決定した。

民法中修正案審査特別委員

山下 千代雄	佐々木 正蔵	中野 武營
荒井 啓五郎	平田 箴	朝倉 親為
沼田 宇源太	谷澤 龍蔵	鈴木 充美
中島 又五郎	河北 勘七	西田 忠之
星 亨	關 信之介	守屋 此助
山田 泰造	小西 甚之助	高橋 安爾
鈴木 仙太郎	堀田 康人	木村 格之輔
波多野傳三郎	梶山 鼎介	草刈 親明
櫻井 義起	原 善三郎	田中 市兵衛

ここに「衆議院民法中修正案委員会」(以下においては委員会と略称する)が成立し、同委員会は、二月二八日前記特別委員の互選により、星亨を委員長、平田箴と荒井啓五郎を理事に選出した。同日の第一回會議より三月一四日の第

一二回会議まで全一二回にわたる審議を経て、委員会は政府提出の「民法中修正案」を修正可決すべきものとの結論に達し、その結果と経過が、三月一六日の本会議において委員長星亨から報告されることになる。

なお本委員会の審議に際しては、穂積陳重、富井政章、梅謙次郎が法典修正案に関する政府委員として、原案の説明にあたったている。

現行時効法の成立に本委員会の審議修正がもたらした意義は重大なものがあるが、その内容を評価する上で、委員会を構成した特別委員の立場を検討しておく必要があると思われるので、以下にその略歴を簡単に紹介しておく。

- ①山下千代雄（弁護士）<sup>(2)</sup>  
山形県第二区選出。立憲政友会に属す。明治一六年司法省法学校卒。弁護士として屢々疑獄事件を扱う。
- ②荒井啓五郎（公証人）<sup>(3)</sup>  
群馬県第二区。公同会。明治法律学校。
- ③沼田宇源太（弁護士）<sup>(4)</sup>  
秋田県。憲政本党。明治二四年東京法学院邦語法学科卒。二五年代言人免許。
- ④中島又五郎（弁護士）<sup>(5)</sup>  
東京府第三区。自由党。東京代言人組合副会長。英学を修め。星亨・大井憲太郎らとともに福島事件の弁護を担当。
- ⑤星 亨（弁護士）<sup>(6)</sup>  
栃木県第一区。立憲政友会。明治七年英国に留学し、同一〇年 *Barrister at Law* の称号を得て帰朝。同一一年司法省附屬代言人となり、以降明治初期代言人の代表的存在。福島事件、大阪事件等の弁護を担当。
- ⑥山田 泰造（弁護士）<sup>(7)</sup>  
神奈川県第二区。自由党。大井憲太郎が設けた明法学社の後身である明法社を主幹。星亨らと共に福島事件、大阪事件等の弁護を担当。
- ⑦鈴木仙太郎（弁護士）<sup>(8)</sup>

- 愛知県郡部。立憲国民党。明治一六年代言人免許。
- ⑧波多野伝三郎<sup>(9)</sup>  
新潟県郡部。憲政本党。共立学舎教授。同舎長。毎日新聞社員。
- ⑨桜井 義起<sup>(10)</sup>  
大阪府第八区。実業同志倶楽部。福島県警察部長、内務書記官。
- ⑩佐々木正蔵<sup>(11)</sup>  
福岡県郡部。憲政会。内務省土木会委員。農商務省参事官兼山林局長。法典論争延期派議員。
- ⑪平田 箴<sup>(12)</sup>  
岩手県第五区。自由党。明治一六年代言人免許。
- ⑫谷沢 龍蔵<sup>(13)</sup>  
滋賀県大津市。大同倶楽部。明治九年代言人免許。
- ⑬河北 勘七<sup>(14)</sup>  
山形県第一区。立憲政友会。ブリュッセル大卒。第一百銀行監査役。
- ⑭関 信之介<sup>(15)</sup>  
茨城県郡部。自由党。代言人組合長。水戸弁護士組合会長。明治一六年代言人免許。
- ⑮小西甚之助<sup>(16)</sup>  
香川県第二区。法典論争延期派議員。
- ⑯堀田 康人<sup>(17)</sup>  
京都府第一区。自由党。明治九年代言人免許。
- ⑰梶山 鼎介<sup>(18)</sup>  
山口県第三区。国民協会。米国・英国に留学。内務省地理局長。朝鮮駐劄弁理公使。
- ⑱原 善三郎<sup>(19)</sup>  
埼玉県五区。明治二九年東京法学院邦語法律科卒。貿易商社頭取。

⑲ 中野 武營<sup>(20)</sup>

香川県高松市。農商務省権少書記官。東京商業会議所会頭。代言事務に関連して修進社（明一五創立）社員として名があげられている。

⑳ 朝倉 親為<sup>(21)</sup>

大分県第三区。国民協会。郡奉行郡長。延期派議員。

㉑ 鈴木 充美<sup>(22)</sup>

三重県第二区。自由党。慶応義塾、東京開成学校を経て明治一四年東京大学法学部卒。外務省御用掛、領事、判事を経て明治

二三年代言人免許を受け、三井組事件等の弁護を担当。東京専門学校、専修学校の講師も兼ね、英法派代言人の先輩とされる。

㉒ 西田 忠之<sup>(23)</sup>

滋賀県第三区。進歩党。治安裁判所判事、北条区裁判所監督判事等を歴任。

㉓ 守屋 此助<sup>(24)</sup>

岡山県郡部。憲政会。東京法学院卒。東京鉄道会社監査役、法政大学理事等。

㉔ 高橋 安爾<sup>(25)</sup>

埼玉県。立憲政友会。明治一五年明治法律学校卒。明治一六年代言人免許。

㉕ 木村格之輔<sup>(26)</sup>

茨城県郡部。立憲国民党。明治一三年代言人免許。

㉖ 草刈 親明<sup>(27)</sup>

宮城県第一区。自由党。群馬県知事。明治一五年代言人免許。

㉗ 田中市兵衛<sup>(28)</sup>

大阪府第一区。国民同志倶楽部。第四二国立銀行頭取、大阪商船社長等。

以上二七名による委員会の構成をみると、委員長星、理事平田をはじめとして、一五名が代言人―弁護士、一名が公証人（荒井）、一名が判事経験者（西田）であり、実に一七名が裁判実務家によって占められており、これに準ずる者

として修進社に籍をおいた中野や、さきの法典論争において施行延期派に与した佐々木、小西、朝倉ら何等かの形で法典問題に関与した議員が、これに加えられている。

所属政党や出身校はかなり区々であるが、委員長星をはじめ、英法学者として知られた鈴木のほか、中島、沼田、波多野、梶山、守屋、原ら英法・英学を修めた議員の多い点も、注目されてよいであろう。<sup>(29)</sup>

このように、全委員中ほぼ三分の二が、在野法曹―代言人(弁護士)、公証人、旧判事を中心とする実務家の集団により占められた修正案委員会において進められた民法審議が、後の衆議院本会議で委員長星が報告したように、「学説法理ノ如キモノハ多ク修正致サナイト云フコトニ」なり、「修正致シタモノハ多クハ實際ノ便否―實際ニ於テ不便不都合ト云フヤウナ事カ、又ハ現行法律ト大ニ合ハナイト云フ処、サウ云フヤウナモノヲ修正致シタ」ことになったのは、自然の勢であつたと思われる。<sup>(31)</sup>委員会における審議の進行と内容を以下に検討しよう。

(補注) 明治二六年三月法律第七号として弁護士法(旧法)が公布され、同年五月一日の施行により、従前の代言人規則は廃止されているので、明治二八年当時の呼称に従って、従来代言人であつた委員の略歴には、「弁護士」と標記する。

(1) 第九議会の民法審議全般の経過については、星野通・明治民法編纂史研究一九一頁以下、前掲・広中俊雄編著・第九帝国議会の民法審議四六頁以下に詳しい。

(2) 衆議院議員列伝(明三四)補七頁、手塚豊「司法省法学校小史」(3)法学研究四〇・一一・六四頁に速成科第二期生(明一六卒)名簿中に「山下千代吉・山形・土」とある。

(3) 帝国議會議員候補者列伝(明二三)四四一頁に「英学ヲ修メ又法律経済ノ学ヲ明治法律学校ニ修メ明治二十四年四月公証人試験ニ及第シタリ」とある。但し明治法律学校卒業生名簿には見当らないようである。

(4) 九大法律学校大勢一覧・東京法友会明三一発行一八五頁。奥平昌洪・日本弁護士史・大正三刊・一四〇八頁。

(5) 前掲・候補者列伝六〇六頁。中島が設けた審法舎については、前掲・弁護士史二一六頁参照。

(6) 星亨の代言人活動の詳細については、前掲弁護士史二一六頁以下参照。福島・大阪事件の弁護については、同書四三九、五一―六頁以下参照。

- (7) 前掲・弁護士史二一〇頁。衆議院議員略歴(昭一一年版) 二六三頁。
- (8) 前掲・略歴四四七頁。弁護士史一三九六頁。
- (9) 略歴四〇頁に「漢籍英学ヲ修ム」とある。
- (10) 略歴三五六頁。
- (11) 略歴一九二頁。法学新報一五号(明二五・六・二五)所載の「法典問題」記事は、明治二五年の民商法施行延期法律案の衆議院審議における延期賛成派の議員一五二名の氏名を掲げているが、その中に、本委員会の佐々木正蔵、朝倉親為、小西甚之助の三委員の名が見出される点が目される(星野通・民法典論争資料集・下・五八頁参照)。
- (12) 略歴四二二頁。弁護士史一三九八頁。
- (13) 略歴一七六頁。弁護士史一二七五頁。
- (14) 略歴一四二頁。
- (15) 議員列伝五七七頁。弁護士史一三九五頁。
- (16) 略歴三二六頁。前記注(1)参照。
- (17) 略歴四〇三頁。弁護士史一三七三頁。
- (18) 略歴一四二頁。
- (19) 略歴四一頁。前掲・九大法律学校大勢一覽一九九頁。
- (20) 略歴二二一頁。弁護士史四六一頁。列伝三〇二頁によれば、大隈の下野に従って官を辞し改進黨創立に尽力している。
- (21) 略歴三五二頁。前出注(1)参照。
- (22) 弁護士史七一六頁。九大法律学校大勢一覽一六〇、一六六頁参照。
- (23) 略歴五八頁。
- (24) 略歴四三三頁。弁護士史六五四頁。九大法律学校大勢一覽一九三頁に、東京法学院邦語法学科・明治二七年卒「岡山・守屋義太郎」とある。
- (25) 略歴一六九頁。弁護士史一三九八頁。
- (26) 略歴三八〇頁。弁護士史一三八九頁。

(27) 略歴二五五頁。弁護士史一三九三頁。

(28) 略歴一六二頁。

(29) 仏法系としては、山下(司法省法学校)、荒井(明治法律学校)、高橋(同上)らがあげられよう。

(30) 大日本帝國議会議誌・第三卷一八四二頁。

(31) 委員の選任については、本会議において「代言人ヲ以テ固メルコトデゴザイマスナラバ吾々ハ大反対デアリマス」との発言(小室重弘)もあつたが、現実には上記のように代言人が過半数を占める指名がなされ、全体として在野実務家集団としての実体があつたことに注意する必要がある。このことを、委員自身も意識していたことは、例えば第五回会議中の沼田発言(速記録五―五五)に「此委員会ハ弁護士ト云フ商売人ガ多カツタカラ、己レノ説カ消滅シタト思ヘレテハ大變残念デスカラ」云々とあることから、うかがわれる。

## 六 修正案委員会の審議経過とその内容

委員会においては、審議の対象が全三編七二三条におよぶ大部のものであることから、審議の方法が問題となつたが、二月二十九日第二回会議で、「一節毎ニ議ニ掛ケテ、其中ニ質問ガアレバ質問ヲシ、又議論ガアレバ議論ヲシテ、サウシテ先ヅ極メテ置テ、ソレガ済ンダ所デ、一番仕舞ニ往ツテ総体ノ確定議ヲスルト云フコト」(星)に定められた。<sup>(1)</sup> 委員会速記録中の発言によれば、最終的な「確定議」に先立って「協議会」がもたれ、そこで討論や意見調整がなされた模様であるが、その参加者や論議内容については不明である。<sup>(2)</sup> ここで問題とする一六七条の規定も、この確定議の段階で最終的に重大な修正を加えられたことは後述する通りである。時効の章が審議されたのは、三月四日第四回会議と翌三月五日第五回会議であり、ここで出された一応の結論―一五年期間―が、三月一四日第一二回会議の確定議において、現行規定の内容に修正決定されることになる。<sup>(3)</sup> 以下に審議の具体的内容を、時効期間の問題に限定しな

がら、速記録の発言に従って追及しよう。<sup>(4)</sup>

(一) 第四回會議 (三月四日)

一六七条の二〇年期間の短縮是非をめぐる委員会の論議は、本會議において佐々木より一六九条の定める五年の期間を一〇年にまで延長すべしとの提案がなされたのに対して、谷沢から、逆に一六七条の二〇年期間を一〇年にまで短縮すべきであるとの修正提案がなされた衝突が始まる。

佐々木 「私ハ此第六十九条ノ五箇年間トアルノヲ、十年間ト修正ヲ致シタイ、則チ此第六十七条ノ二十箇年ト云フノト、

ソレカラ鈞合ヲ取ツテ見ルト、百六十九条ノ五箇年ヲ十年間トスル方カ極ク適當デアラウト思ヒマス、斯ウ云フコトハ成ルベク寛ニシテ請求ノ期限ヲ切ラナイ方ガ実地ニ却テ宜カラウト思ヒマスカラ、五年ヲ十年ト修正致シマス」<sup>(5)</sup>

谷沢 「本員ハ百六十七条ノ『所有權以外ノ財産權ハ二十年間』と云フ、之ヲ十年間ト云フコトニ修正ヲ致シタイト思ヒマス、ナゼト云フニ、是ハ貸金ノ如キモ既ニ二十年間ト云フコトデアリマスカラ、全体此証拠ト云フモノガ二十年間保持スルコトガ中々六ツカシイ、日本ノ如キ此土地デ、或ハ失火ナドガ多イ土地デアル、ソレニ持ツテ来テ、二十年間証拠ヲ保持シテ往クト云フコトハ頗ル難イ、前ノ占有ノ方ハ既ニ占有シテ居ルカラ二十年ト見テモ、此債權ノ如キハ二十年ノ期限ヲ以テマダ消滅シナイト云フコトハ、實ニ安心スルコトガ出来ナイ、証拠ヲ保持スルコトガ出来ナイト思フ、或ハ五年ト云フヤウナモノモアリマスルシ、又外ニ種々アリマスルシ、又立法者ノ意思ヲ幾分考ヘマシテ、之ヲ十年トシヤウト云フノデ、二十年ト云フコトハ証拠ヲ保持スルト云フコトニ困ルダラウト思ヒマス、ドウモ日本ノ如キ失火ノ多イ処デハ困ルダラウト思ヒマスカラ、十年ト云フコトニ修正ノ動議ヲ出シマス」(賛成々々)ト呼フ者アリ

ここで守屋より「ココラハ余程旨クヤラヌト、余所ノ國トノ權衡ハドウカ知ラヌケレドモ、日本デハ五年デアツタノガ、急ニ二十年ニ延ビルト云フダカラ、大變革ノコトニナルノデス」との即決に対する慎重論が出る一方、「五年ヲ十年ニスルトカ、二十年ヲ五年トスルトカ云フ位ノコトハ、今日極メテ仕舞ヒタイ」という草刈発言もあり、委員長星から政府委員に対して、「英吉利アタリデハ、時効ヲ段々短クシテ来テ居ルノデアリマスガ、ソレデ矢張り短ク

スル方ノ方針ヲ今外国デハ採ツテ居ル、例ヘバ英吉利デハ二十年ヲ十年ニスルトカ、十年ト云フノ七年ニスルトカ、其外デハドコモサウ云フコトハナイノデスカ、趨勢ハドウナツテ居ルノデス、羅馬法アタリカラヤツテ居ルノデセウ」とただしたのに対して、梅は次のように答えている。

梅(政府委員) 「英国ハ大陸ト異ナツタ点ガアリマスカ、大陸デハ矢張今日トテモ三十年ニナツテ居ル、成程長過ギルト云フ説

ガ無いデハアリマセヌガ、白耳義民法草案ニハ二十年トシテアリマスカ、白耳義ト云フ国ハ小サナ国デ、日本ノヤウナ大キナ国デハアリマセヌガ、段々短クシテ往クコトハ認メマスカ、本案デハ大概ノ外国ノヨリハ大抵短クナツテ居ル、其趨勢ニハ從ツテ居ル積リデアリマス」

ここで守屋より再度次回に決を保留すべき旨の提案があり、高橋から谷沢提案を支持する発言があった後、星から政府委員に対して「十年トシテハドウデセウ、政府委員ノ御考ハ御差支ハ起リマセヌカ」とたずねたが、梅は「ドウモ十年デハ、如何ニモ短カカラウト思ヒマス」と答え、第四回会議は審議未了のまま散会となり、一応の結論も次回に持越されている。

以上のように第四回会議においては、一方において一六七条の二〇年原則の維持を前提とした上で、これとの権衡から一六九条の五年の特則を倍加延長する方が「実地ニ却テ宜カラウ」とする佐々木案に対し、他方は、失火の多い日本では証拠の保持が困難な<sup>(8)</sup>こと、従来五年という旧慣があること等を理由として、一六七条の二〇年を一挙に一〇年まで半減すべしという谷沢案が対立する。委員長星は、期間短縮の提案に理解を示しつつ、英国における出訴期間短縮の立法傾向を指摘して、政府委員に諸外国立法の趨勢また一〇年に短縮した場合の支障の有無をただすのであるが、一六七条の原案の起草を担当したと推測される梅は、欧州大陸においてはなお多く三〇年の原則が維持されており、本案の二〇年は、なお「大概ノ外国」よりは短期だから近時時効立法の短縮化の趨勢に従っている、と反論する。一〇年期間の実施についても、梅は、この日の会議では具体的理由をあげぬままに、消極的態度を表明するに止まる。

ここに発端をみた時効期間の論争は次の第五回会議において、その核心に入り、短縮論が有力に主張されて、その論拠がそろると同時に、梅のかなり詳細にわたる反論が展開されることになる。

(二) 第五回会議 (三月五日)

谷沢 「是ハ昨日申シマシタヤウニ、第六十七条ト云フモノヲ十年ト云フコトニ直シタイ、其事ハ尚昨日モ取調ベテ見マスニ、随分外国デモ十年ト云フコトハ例ガアルヤウニ思ヒマス、ソレドウシテモ追々又消滅時効ナドハ近來短イ方ヘ一短カクスル方ノ傾キノアルコトモ一定シテ居ル様デアリマス、旁々之ヲ二十年トスルノハ甚ダ不都合デアラウト思ヒマスカラ、昨日ノ通り決議アランコトヲ望ミマス」<sup>(9)</sup>

佐々木 「私ハ今ノ第六十七条ノ、二十年ヲ十年ト短縮スルト云フコトハ大反対デス、又昨日修正ヲ出シテ置キマシタ所ノ、百六十九条ニ五年トアルノヲ十年トスルコトノ、即チ其延ベル方ノコトヲ希望致スノデアリマス、デ、是マデノ既成法典民法ニ依ツテモ、確カ三十年トナツテ居ツタノヲ二十年トナシテアルヤウニ記憶致シテ居ルノデアリマス、三十年ヲ二十年ニナシ、二十年ヲ又十年ニ短縮スルト云フコトハ甚ダ好マナイコトデゴザイマス、却ツテ其反対ノ意味ヲ以テ、百六十九条ハ五年ヲ十年ト致スト云フコトニ修正致スノデゴザイマシテ、ソレデ此金ノ貸借ノ期限ナドノコトハ、債権者ト債務者トノ間ニ於テ、互ニ此等ヲ長ク延バスト云フコトハ余程宜シイコトデアル」(以下略)<sup>(10)</sup>

高橋 「本案ノ立法上ノ精神ハ既ニ政府委員ノ説明ニ依テ吾々ハ之ヲ了知シテ居ル通り、習慣ノアルモノニ就キマシテハ、主トシテ其習慣ニ依ツタモノデアル、是ハ誠ニサウアルベキ筈デゴザイマシテ、久シキ習慣ヲ急劇ニ変スルト云フコトハ甚ダ好マシカラヌコトデアル、此趣旨ニ依リマスレバ、是マデノ出訴期限ト云フモノトハ縦令差アルモノトハ致シマシテモ、帰スル所ハ同一デアル、其消滅時効ノ二十年ト云フ期間ハ、今日マデノ習慣ヨリ致シマスレバ、四倍ノ長キニ及ンデ居ルノデアル、四倍ノ長キ期間ヲ效ニ設ケナケレバ、ナラヌト云フ必要ハドウ云フ事柄ニ依リテ認メラル、カト云ヘバ、私共絶エテ夫等ノ事由ヲ認メヌノデアリマス(中略)今日我國ニ於テ是等ノ重要ノコトヲ決シマス立法上ノ主義ハ、成ルベク短期ヲ採ルト云フコトニシタイ、況ンヤ我國ニ於キマシテハ、所有権外ノ財産権ニ就キマシテハ、五年ト云フコトニ久シキ間其習慣ト云フモノガアルノデアル、併シ是マデガ五年デアルカラ、今日開ケタ世ノ中ニ、尚夫ヨリモ短縮スルガ宜シイト云フコトハ其必要ヲ認メヌノデアリマス、唯今谷沢君ヨリ建議サレテ居ル十年ト云フ期間ハ、最モ其当ヲ得タルモノデアツテ、而シテ之ヲ短縮スルト同時ニ、

其他各条ニ見エマスル、即チ百六十九条ノ唯今議論ノアル如キモ、成ルベク短縮ヲシ得ル限リハ短縮ヲシタイ精神デアリマス、今日マデノコトヲ以テ見マスレバ、六箇月ヨリ始ツテ、或ハ一年、或ハ五年ト云フヤウニ、長クモ五年ニ過ギヌ、サフ云フ次第デアリマスカラ、唯今ノ問題ニナツテ居リマスル百六十七条ニ就イテハ、私ハ十年ト云フ期間ヲ正当ト認メマス」(以下略)<sup>(11)</sup>

草刈 「百六十七条ニ就キマシテハ、谷沢君ノ御説ニ賛成致シマス、即チ十年トスルコトニ同感デアリマス、ソレニヨリマシテハ、其他ノ条項モ又消滅時効ノ短縮ヲ……」<sup>(12)</sup>

星 「一ツツ、ヤリ給へ、決ヲ採ルニ困ル」<sup>(13)</sup>

梅 「前回カラ百六十七条ノ期間ヲ短縮スルト云フ御話ガゴザイマシテ、大分御賛成ノ方モアルヤウデアリマスガ、是ハ十分ニ御考ヲ願ヒタイ、従来ノ慣習ハ五年デアル、夫ヲ十年ニスルハ倍デアル、況ヤ二十年ニスルハ四倍デアル、サフ云フ必要ハ何処ニアルカト云フ御話デアリマスガ、御承知ノ通り、此マデノ出訴期限ハ極メテ不完全ナモノデ、期限ノ定メテアル貸付金ハ成程五年デアリマス、貸付金デモ期限ノ定メノナイモノハ丸デ時効ガナイ、出訴ノ時ト同時ニ期限ガ来ルノデアルカラ何時マデ訴ヘヌデモ宜シイト云フ明文ガ置イテアル、其他不動産ニ関スル權利ハ総テ無期限、無時効デアアル、夫ヲ今度ハ百六十七条デ以テ、物権デアラウト人権デアラウト、所有権以外ノ財産権ハ二十箇年行ハナケレバ消滅シテシマウト斯ウ云フコトニシタ、夫故ニ此中ニハ今ノ法律デ時効ノナイ所ノ総テノ物権ノ消滅モ、矢張此規定ニ依ルコトニナル、夫カラ又期限ノ定メナキ貸金モ亦是ニ依ツテ消滅スルコトニナル、夫故期間ガ五年ト二十年ト比ベテ四倍ニナツタヤウデアアルケレドモ、二十年トアレバ丸デ時効ノナイ、百年デモ二百年デモ權利ハ消滅セスト云フコトニ比ブレバ短縮シタコトニナリマス、即チ其中ヲ取ツタト考ヘテ居ルノデス、外国ノ例ハ前回ニハ能ク申上ゲマセヌデアリマシタガ、唯今御論ジニナツタ所ニ依ツテ見マスルト、外国ノ一般ノ有様ト云フモノモ、寧ロ短クナツテ往ク方デアアル、三十年ナドト云フ長イ期間ハ、ソレハ極ク古イ時ニ極メタ期間ガ今日尚存シテ居ルノデアツテ、寧ロ今日新シイ所ノ法律デハ、短クスル方ニ赴イテ居ルト云フヤウナ御話デアリマシタ、前回ニモ一寸申シマシタ通り、世ノ中ガ開ケルニ随テ、交通ノ便利ガ宜クナリマスカラ、時効ノ期間ナドハ短クツテ済ムヤウニナルト、云フコトハ、如何ニモ其通りデアアルケレドモ、三十年ノ期間ハ、古ク定メタ法律文ガサウデアアルト云フモノデナイ、是ハ極メテ新シイ法律ニモ三十年トナツテ居ル方ガ多イノデ、三十年トナツテ居ル重モナル例ヲ申上ゲマスルト云フト、仏蘭西、以太利、和蘭、奥地利ソレカラ索遜、ソレカラ瑞西ノ聯邦ノ中ノ「ヴャー」ナドデモ、何レモ原則ハ三十年、「ヴャー」モ物上訴権ノ方ハ三十年トナツテ居リマス、「もんでねぐる」モ三十年、独逸民法草案モ三十年、ソコデ此法律ノ中ニハ「もんで

ねぐる」ノ法律ノ如キハ極メテ新シイ法律デアリマス、隨カ千八百八十八年デンタカ、以太利ノ民法モ千八百六十五年デンタカ、皆新シイモノデスガ、ソレモ此中ニアルノデアリマス、ソレカラ独逸民法草案ノ如キハ、マダ法文ニナツテ居ラヌ位デ最新シイ、成程外國ノ中ニモ短イ例モアリマス、ソレハ西班牙ハ不動産ニ就イテハ矢張三十年デアリマスケレドモ、外ノ債權ニ就イテハ二十年、又ハ十五年、場合ニ依ツテ違ヒマス、白耳義民法草案ハ前ニ申上ゲタ通り、二十年ニナツテ居ル、瑞西八十年ニナツテ居ル、瑞西ノ一般法ハーケレドモ是等ノ國ハ何レモ小サナ國デ、日本ノヤウナ大キイ國デナイ、サウシテ國ノ形モまんなまるつこい國デアツテ、日本ノヤウニ長ク、北カラ南ニ涉ツテ非常ニ広イ形ノヤウナ國デハナイ、成程交通ノ便利ガ盛ニナルト云フ方カラ考ヘテ見マスルト、期間ハ段々短クナルニ相違マリマセヌガ、併シ又一方カラ考ヘルト、日本ノヤウナ國柄ハ、國ノ広サガ広ガツテ往ク、就中日本ノ如ク、北ノ端カラ赤道ノ方ヘ寄ツタ処マデ及ブト云フ國柄ハ、タントハナイデアリマスガ、サウ云フ処デハ、幾分カ又期間ナンドニ就イテハ斟酌シテ宜カラウト思フ、曩キニ申上ゲマシタ外ニ、十年ヨリ成程短イ例モ出マシタカラ、私共ノ方カラ申上ゲテ置キマスガ、英吉利ハ御承知ノ通り、近來多クノ場合ハ六年デス、大變区々ニナツテ居ルカラ、今一々申上ゲマセヌ、印度ハ出訴期限ガ、不動産ニ就イテハ二十年ニナツテ居リマスケレドモ、債權ノ場合ハ六年ニナツテ居リマス、ソコデ私ガ終リニ御相談ヲ致ス事柄ハ、私共ニ於テハ飽クマデ二十年位ノ所ガ今日ノ日本ノ國柄ニ於テ適當デアルト思ヒマスガ、併ナガラ若シ貸金ニ就イテ是デ長過ギルト云フोटデアルナラバ、債權丈ニツイテ短クサレルト云フोटハ、多少ノ理由アルコト、認メマス、ケレドモ物權ナドニ就イテマデモ、之ヲ十年トサレルコトハ余程御考ヲ願ヒタイコトデ、是ハ慣習ヲモ打破スルト云フोटニナツテ、却テ諸君ノ御論ジニナツタ所ト反對ノ結果ヲ惹起スコトハナイカト思ヒマス<sup>(14)</sup>

山田 「債權デスカ」<sup>(15)</sup>

梅 「債權デハアリマセヌ、所有權以外ノ財産權デアリマス」

山田 「少シ御尋ラシタイ、財産權トアリマスル以上ハ、即チ債權ニモ屬シテ居ル部分モ之ニ這入ラウト思ヒマス、一寸御尋ラ致シマスルノハ、現今ノ例デ所謂實地等ヲ占有シテ居ルモノガアル、斯ウ云フノハ、此中ニ包含サレルノデアリマスカ、ドウ云フ意味デアリマスカ、一寸ソレヲ伺ヒタイ」

梅 「債權ヲ行使シマセヌケレバ、唯質物ヲ持ツテ居リマシテモ、其タメニ債權ノ時効ヲ別ニ中断スルトカ、停止スルトカ云フコトハナイ積リデアリマス、從テ其債權ガ消滅シテ仕舞ヘバ、質權モ共ニ消滅スル積リデアリマス」

山田 「サウスト抵当ノ如キハ……」

梅 「抵当ノ如キモ矢張債権ヲ行使シマセヌト、債権ノ從タル權利デアリマスカラ消滅致シマス」<sup>(16)</sup>

沼田 「矢張賛成デゴザイマスガ、一寸……私モ谷沢君ノ十年ト云フ説ニ賛成デアリマス、是ニ就キマシテハ、私ガ是非一言云ツテ置カナケレバナラスコトハ、唯今何某君ガ、弁護士ノ職業ノ上カラ云ツタナラバ、便利デアラウト云フ御話デアリマシタガ、若シ是デ可決スルト、此委員会ハ弁護士ト云フ商売人ガ多クツタカラ、己レノ説ガ消滅シタト思ハレテハ大変残念デスカラ、ソレ故ニ一寸言ツテ置キマス、サウ云フ説ヲ言フ人ハ、被告ニナツタトキバカリヲ考ヘテ、原告ニナツタトキヲ考ヘナイノデアル、ソレ丈其人ニ向ツテ云フテ置キマス、ソレカラ斯ウ云フコトニ致シマシタナラバ弁護士ノ職業カラ云フト、却テ反對ノ結果ヲ見デアラウ、二十年ニナリマスルト、其間ニ偽造証書ナドガ沢山出来テ来ル、サウ云フ弊害ハ免レナイダラウト思フ、一体日本人ノ気性ハ、地形ハ如何ニモ南北ニ長クナツテ居ルガ、人ノ気性ハ急劇ニナツテ居ル、現ニ是程ノ大部ノ法典ヲ僅カニ三日ニヤラウト云フ、委員長ノ御見込モアツタ位ナコトデアル、斯ウ云フ急劇ノ日本人デアルカラ、是ハ十年モ長過ギル位ダト思ヒマス」

星 「決ヲ採リマセウ、百六十七条ノ中ノ二十年ヲ十年トスル修正説、是ニ賛成ガアリマスカラ、即チ十年ニスルト云フ動議ニ賛成ノ諸君ハ手ヲ挙ゲテ下サイ」

星 「少数デアリマス」(「少数ジャアリマセヌ二十二名ニ対スル十一名デハ正半数デアリマセウ」ト呼フ者アリ)

星 「モウ一遍決ヲ採リマス、此百六十七条ノ二十年ヲ十年ニスルト云フ修正ノ動議ガ出テ居リマス、之ニ賛成ノ御方ハ手ヲ挙ゲテ下サイ」——挙手者少数

星 「少数」

山田 「尚動議ヲ出シマス、私ハ十五年ト云フコトニ、修正ヲ此場合ニ持チ出シマス」(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

守屋 「私ハ茲ニ債権ハ是マデ日本ニハ極メテアツタ、五年ト極ツテ居ル例ガアルカラ、其他ノ事ニ就イテハ二十年トスルガ、債権丈ハ十年ト云フコトニシタイ、咄嗟ノ間デスカラ文章ハドウシテ宜イカ知レヌノデアルカラ、此事ハ後デ……」

星 「十年ト云フコトハイケナイト云フコトニナツタ、原案ハ宜イト云フコトニハナツテ居ラス、賛成ガアレバ決ヲ採リマス、山田君ノ説、即チ二十年ヲ十五年ニスルト云フ説ニ賛成ノ御方ハ手ヲ挙ゲテ下サイ」——挙手者十二名

星 「多数デアリマス、十五年ニナリマシタ」<sup>(18)</sup>

前回に引続く第五回会議において、一六七条原案の「二十年」が、一応「十五年」にまで短縮されることとなった論議の進行は、以上のようなものであった。

すなわち谷沢が、前回同様に——今回はさらに外国でも一〇年の立法例があることを指摘して——短縮案を主張したのに対して、佐々木は、「期限ノ長イ方ガ却ツテ穩カニ民間ニ能ク之ガ行ハレテ往ク」として二〇年の原案を維持し、むしろ一六九条の五年を一〇年に延長すべきであると反論した。この佐々木修正案には賛成者なく不採決に終わったが、谷沢短縮案には、高橋が「久シキ習慣ヲ急劇ニ変ズルト云フコトハ甚ダ好マシカラヌコトデア」り、「二十年ト云フ期間ハ、今日マデノ習慣ヨリ致シマスレバ四倍ノ長キに及ソデ居ル」との理由や、「今日我国ニ於テ是等ノ重要ノコトヲ決シマス立法上ノ主義ハ成ルベク短期ヲ採ルト云フコトニシタイ」旨の理由をあげて賛成し、草刈も理由を示さぬままこれを支持し、さらに沼田は、「二十年ニナリマスルト其間ニ偽造証書ナドガ沢山出来テ来ル」弊害や「日本人ノ気性」が「急劇」であることなどを指摘して、谷沢説に同調する。

これら各委員の論難に対して、起案者側を代表して原案の趣旨説明にあたった梅は、修正案の論拠とする従来の習慣——五年期間——に関しては、従前の出訴期限規則を時効法として「極メテ不完全ノモノ」と評し、同規則によれば有期の貸付金のみが五年期間の対象であり、無期限の貸付金や不動産に関する権利等は無期限、無時効なのだから、五年と二〇年と比べれば四倍でも、無時効と二〇年とでは短縮になるし、かりに物権などについても時効期間を一律に一〇年に短縮すれば、従来の慣習にも衝突する結果になる。と反論する。さらに梅は、近時の諸外国の立法例にも三〇年の原則時間を採用する例の多いことをあげ、スイス聯邦の中には一〇年の立法例があるけれども、国情、交通の便の異なる日本とは同日に談ずることはできない、とする。但し、梅は一つの譲歩をする。「併ナガラ若シ貸金ニ就イテ、是デ、長過ギルト云フコトデアラナラバ、債權丈ニ就イテ短クサレルト云フコトハ、多少ノ理由アルコト、認メマス」（傍点筆者）というのである。

ともあれ、梅の反論にも拘らず、一六七条の原則期間としての二〇〇年を一挙に短縮するという修正案は、谷沢の一〇〇年案は賛否同数で過半数に達しなかったが、山田の一五年案がわずか一票で過半数に達し、確定議前の段階で成立をみた。梅の意見を承けて、守屋が「債権ハ是マデ日本ニハ極メテアツタ、五年ト極ツテ居ル例ガアルカラ、其他ノ事ニ就イテハ二十年トスルガ、債権丈ハ十年ト云フコトニシタイ」旨の提案がなされているが、この段階では採決されずに終わっている。

### (三) 関連期間の修正と確定議における再修正

前述の経緯により一六七条の二〇〇年が一五年に短縮されるに及び、原案の二〇〇年期間を前提として立案されていた他の諸条文、とくに二〇〇年を長期として採用していた二重期間制(二二六条・取消権、四二五条・詐害行為取消権、七二三条・不法行為に基づく損害賠償請求権)について、一六七条に対応する修正の必要が生じ、委員会はこれらを次のように処理している。

(イ) 一二六条については、一六七条の審議に先立ち、第四回会議において高橋より、「此五年ト二十年ト云フ期間ハ、頗ル長キニ失スルヤウニ思ハレマスガ——是レデ丁度宜カラウト云フ理由ガゴザイマスカ」<sup>(19)</sup>とただしたのに対して、梅が「是非五年デナケレバナラス、二十年デナケレバナラスト云フコトハ申上ゲ兼ネマスルガ、成程時トシテハ少シ長過ギルヤウナ嫌モアリマセウケレドモ、又余リ短クテハ未成年者、其他ノ無能刀者ノ保護ガ充分デナイト云フコトデ、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、此五年ノ例ハ、外国ノ例ヲ申シ上ゲマスルト、先ヅ最モ短イ方デアリマス、十年ト云フノガ寧ロ多イノデアリマス、ソレカラ又此二十年ト云フ方モ、是ハ外国デハ三十年ノ方ガ多イノデ、本案デハ十年儉約ヲ致シマシタ、ソレデ先ヅ随分是レデセつかちニナツテ居ル積リナンデゴザイマス」云々との説明をしたに止り、原案の通り可決されている。<sup>(20)</sup>その後の第五回会議で一六七条の一五年修正が加えられたが、確定議で再修正を受けるに至り、一二六条については、原案のまま維持され、中間変更は加えられていない。

(ロ) 詐害行為取消権の時効に関する四二五条については、第八回会議(三月九日)において、政府委員穂積より、「前ノ時効ノ期間ヲ諸君ニ於テ御短縮ニナリマシタカラ、或ハ四百二十五条ノ二十年ト云フノモ、同時ニ御考ニナラスト権衡ヲ得ナイコト、ナリハシナイカト思ヒマス」<sup>(21)</sup>との発言に依じて、同条の長期の二〇年が一五年と修正されている。(山田修正案)。

(ハ) 不法行為に基づく損害賠償請求権の時効に関する七二三条についても、第一一回会議(三月一三日)において、中島より、「先日時効が十五年ニ直リマシタカラ、是モ十五年ト直シタラ宜カラウト思ヒマス」<sup>(22)</sup>との指摘がなされている。

以上のように、一六七条原案の二〇年が第五回会議で一応一五年に修正され、それに連動する形で、四二五、七二三各条の長期も修正されつつ第一一回会議までの審議が終了するのであるが、第二二回(三月一四日)会議において、さきの一五年修正は確定議によりさらに最終的修正をうけ、ここに債権一〇年、債権・所有権以外の財産権二〇年という現行規定の確定をみることになる。<sup>(23)</sup>

平田 「百六十七条ニ就イテ修正意見ヲ提出シマス、即チ百六十七条ハ、『債権ハ十年間之ヲ行ハザルニ因リテ消滅ス』ト云フ一項ヲ置テ、ソレカラ二項ニ往ツテ『債権又ハ所有権ニ非サル財産権ハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス』斯ウ二項ニ分ケル其精神ハ、要スルニ債権ニ付テハ消滅時効ハ十年其他ノ財産権ノ消滅時効ハ二十年トスル意見デアリマス、其理由ハ詳シク申ス必要ハナカラウト思ヒマス」<sup>(24)</sup>

山田 「賛成」

星 「サウスルト百六十七条ヲ修正スルノハ、『債権又ハ所有権ニアラサル財産権ハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス』(異議ナシ)ト呼フ者アリ)

星 「然ラバ其通り確定致シマス」<sup>(25)</sup>

これに引続いて、確定議として定期金債権について一六八条も、平田修正案に基づいて、第一回弁済期より二〇年、

最後の弁済期より一〇年と確定され、四二五条については、星より「年限ハ過日ハ十五年ト云フコトニ自然ノ結果デ修正ニナツテ居リマシタガ、今日ハ彼ノ百六十何条カニ依ツテ、十年ハ二十年ト極ツタ以上ハ、二十年トナラナケレバナラスト思ヒマス」(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)<sup>(27)</sup>との提案により、原案の二〇年に復帰、同様に七二三条についても、星より「ソレカラ後トハ七百二十三条末条ガ是ガ矢張り二十年トナル、即チ原案通りナル」<sup>(28)</sup>として、いずれに原案の二〇年期間を維持復活させた内容で、審議を終了している。

現行民法一六七条の成立をめぐる第九議會衆議院民法中修正案委員会の審議内容は、以上のようなものであった。ここに誕生した債権一〇年という期間は、どのように理解、評価すべきものか、出訴期限規則以来の時効立法の歴史的發展の中で、それはどのような意味をもつものか、そしてまた、それはわが民法の時効法体系にどのような特質を与えることになったか、これを以下に考察しよう。

- (1) 衆議院民法中修正案委員会速記録・明治二九年二月二十九日(第二号)九頁。以下においては委員会速記録と略称する。
- (2) 前掲・広中編著・第九帝國議會の民法審議一五、二四頁参照。なお本稿における速記録の引用は、同書所収の復刻版による。
- (3) 広中・前掲書一五頁は、一六七条の確定議についても「その前に開かれたらしい「協議会」という名の非公式の席で了解ができていたものと思われる」と推測される。
- (4) 従来この委員会における具体的な審議内容にふれたものとして、小林一俊・民法総則理由概要二八二頁が、委員会速記録に基づき、二〇年原案に対する修正意見の論拠と梅のこれに対する答弁を示し、「一律に二〇年あるは一五年、債権だけは一〇年とするなどの修正案が出され、一旦一五年案に決まったのだが、確定議にはいって、現行規定のような修正案が採用されるにいたった」と本条成立の経緯を記述する。また民法修正案理由書・附質疑要録の中に委員会における審議の概要が抄録されている(一六七条については修正法典質疑要録七八頁以下)。
- (5) 委員会速記録四一五一。
- (6) 同上四一五二。谷沢は、さきに審議された一六二条の取得時効の二〇年期間についても、「動産物ヲ二十年トスルトカ、

何トカ云フコトニシタナラバ、非常ニ厄介ナコトガ出来テ来ルト思ヒマス」として、動産について二〇年は長きに失すると論じているが、修正動議は出さず、取得時効関係は原案が可決されている。委員会速記録四一四九。

(7) 前掲速記録四一五二。

(8) 谷沢の失火による証拠保持の困難という理由は、前記司法省民法会議におけるポアソナードの期間短縮論の理由と共通する点に興味深い。前述第四節注(8)参照。

(9) 前掲速記録五一五三。

(10) 同上。

(11) 同上五一五三、五四。

(12) 同上五一五四。

(13) 同上。

(14) 同上。

(15) 同上。この山田の質問は、この前の部分に速記録の脱漏があると思われる、これだけでは意味不明の記述であるが、それに続く梅との質疑から推測して、質権、抵当権等の担保権が、梅のいう「債権」に属するのか、また被担保債権の時効とどのような関係に立つのか、をただしたものであろう。この点に関して、出訴期限規則の運用上疑問を生じていたことについては、拙稿「民事期満効規則」二〇頁以下参照。

(16) 前掲速記録五一五四、五五。

(17) 同上五一五五。

(18) 同上。

(19) 同上四一三七。

(20) 同上四一三八。その後の第五回会議で一六七条の二〇年が、一五年に短縮された段階において、この一二六条の長期二〇年も、当然に修正されることになるはずであるが、確定議の段階で二〇年が一六七条二項に復活するに及び、一二六条も無修正の形で成立することになったのであろう。

(21) 同上八一二四。

(22) 同上一一一五一。本条に関連して、谷沢より、私訴に関係するものを既成法典(旧民法)のように刑事訴訟法の規則に従うとする文字を入れないと不都合ではないか、と質したのに対して、穂積は、「本案ニ於キマシテハ他ノ債権ナドノ鈞合ヲ

見、シテ、特別ニ時効ノ期限ヲ定メマシタ訳デゴザイマス」(傍点・筆者)と説明している。

(23) この最終段階で修正決定されたものには、時効の範囲では、一六七条(およびそれに関連する四二五、七二三条)のほか、一六八条の定期金債権の一〇年期間の新設付加、一四九条の時効中断事由の「訴」の文言の付加、一七一条の「事件終了」の付加、一七三条一、二号の但書削除等がある。

(24) 同上二二一五八。

(25) 同上。

(26) 同上。

(27) 同上二二一六一。

(28) 同上二二一六三。

## 七 審議内容の評価と修正の意義

上述の過程を経て、民法中修正案審査委員会は、全一二回の審議を了え、その結論と経過が三月一六日の衆議院本会議において、委員長星から報告されている。一六七条の修正について、星は次のように言う。

「又次ニ御報道致シマスノハ百六十九條、是ハ斯ウ云フコトニナリマスノデゴザイマス、元ハ『所有権以外ノ財産権ハ二十年間之ヲ行ハサルニ依ツテ消滅ス』トアリマシテ、即チ消滅時効ノ部分デゴザイマス然ルニ是デハ今日国家ノ現状ニ適シテ居ラヌノデアル現状ハ余程短クナツテ居ルノデアアル、然ルニ斯ウ云フヤウニ長クナツテハ余リ——多少ハ長イコトハ此法典其他ノ道理カラ宜シイガ、余リニ長過ギルト云フ訳カラ之ヲ修正致シタ、……元ハ一項デゴザイマシタノヲ二項ニ修正致シタ『債権ハ十年間之ヲ行ハサルニ依リテ消滅ス』ト、二項ハ『債権又ハ所有権ニアラサル財産権ハ二十年間之ヲ行ハサルニ依リテ消滅ス』債権ハ十年間行ハナケレバ消滅時効ニ為ルノデアアル、貸借ノ如キモノハサウナルノデアアル、ソレカラ債権デナイ、又ハ所有権デナイ財産権ト云フモノハ矢張原案ノ通二十年行ハナケレバ消滅スルノデアアル、斯ウ云フヤウニ區別ヲ致シマシタノデア

さらに星は、委員会で行われた審議修正の方針について、次のように説明している。

「尚ホ少シク申上ゲタイト考ヘルノハ、委員会ニ於テ修正致シタル所ノ跡即チ跡ヨリ見マスルト、斯ウ云フヤウナ方針ニ為ツテ居ルト思ハレルノデアル、是ハ固ヨリ委員会ニ極ツタコトデハゴザイマセヌガ、私ガ委員長トシテ申上ゲテ相当ト考ヘル、即チ修正シタ跡カラ云フト、ドウ云フ方針デアツタカト云フト、二ツノ方針ガアルヤウニ見エルノデアル、修正ノ方針ハ、学説ダノ法理ダノト云フ如キモノハ、海ノ東西ヲ問ハナイ、殆ド時ノ古今ヲ問ハズ、大抵一体致シテ居ルモノデアル、サレバ区々ニソレヲ修正スルノ必要ハ生ジナイノデアル故ニ、学説法理ノ如キモノハ多ク修正致サナイト云フコトニ其跡カラ見マスルトナツテ居リマス、而シテ修正致シタモノハ多クハ實際ノ便否——實際ニ於テ不便不都合ト云フヤウナ事カ、又ハ現行法律ト大ニ合ハナイ処カ——現行慣習ト大ニ合ハナイト云フ処、サウ云フヤウナモノヲ修正致シタコトニ為ツテ居ル、今其一ニヲ挙ゲテ見レバ、例ヘバ消滅時効ヲ「二十年」ヲ「十年」ト致シタ如キハ、我國ノ地租期限律ヲ見レバモット短イ、ソレデアルカラ現在ノ法律ト今度ノ原案トハ大層違ツテ居ル所カラ、サウ云フコトニ致シマシタ」<sup>2)</sup>

星のこの報告は、委員会における審議の要点をかなり適確に捉え、審査過程全体の雰囲気や傾向をよく伝えている（但し表現は多少不正確なところがあり、説明冒頭に「百六十九条」とあるのは一六七条の誤りであり、末尾に「地租期限律」とあるのは、「出訴期限律」あるいは「出訴期限規則」の誤りである）。

さきにもたように、原案の二〇年を短縮すべき修正の理由として委員会であげられたものは、(1)出訴期限規則三条による五年期間という現行規制ないし慣習との不調和、(2)近時外国立法における時効期間短縮の傾向、(3)失火などが多い日本における証拠保存の困難、あるいは偽証の弊害、(4)日本人の性急な気質等の諸点であるが、短縮案を支持した委員達の理由は、多く(1)の理由に集中しており（とくに高橋から出訴期限規則——慣習論が強く主張される）、星の総括報告にもみられるように、結局は従来の出訴期限最長期の五年期間と云う旧制が、現行規定で債権一〇年時効の成立を招来した最も強力な要因とみることができる。<sup>3)</sup>そしてこのことは、実務家集団としての委員会が、「学説法理ノ如キモノ」にふれず、「實際ノ便否——又ハ現行法律」ないし「現行慣習ト大ニ合ハナイト云フ処」を修正したという、委員

会審議の基本姿勢とも照応する。

さらに委員会における審議内容との関連で重大なことは、逐条審議の段階においては「所有権以外の財産権」一般についての原則期間たる二〇年の、原則期間としての、短縮が論議されて、これが一旦は一五年と決まりながら、確定議において最終的に、「債権」について一〇年という特則が一項に設けられ、「債権」と所有権以外の財産権については、原案の原則期間二〇年が二項に残留する形で、短縮案が実現をみたこと、そして、ここに「債権」として委員会が終始意識していたものは、星の前掲報告に「貸借ノ如キモノハサウナル」と例示されているように、貸借を具体例とする取引上の各種債権であった、<sup>(5)</sup>という事実である。一二六、四二五、七二三各条の長期は、原案の原則二〇年にもどされているのであるが、これらは従来の出訴期限規則の規制対象には含まれていないのであるから、この点でも委員会の「現行法律」「現行慣習ト大ニ合ハナイト云フ処」に限って修正した、という趣旨は一貫していた、といえるであろう。

それでは、ここに成立をみた一六七条の現行規定、とくに債権一〇年の時効期間の制定は、民法典全体の時効規制の中で、どのように位置づけられるものか、また民法典施行の日まで現行法として実定性を保って来た出訴期限規則とのかわりにおいて、どのような立法史的意義をもつものであろうか。

前述のように、明治期の時効立法作業は、限られた範囲ながら最初の総合的時効法というべき出訴期限規則の制定に始まり、この規則の存在を歴史的條件として、それ以後の立法作業は、大別して二つの異なる方向において進行することとなる。すなわち、その一つは、現存する出訴期限規則の実際の現実面における不備欠缺に対応してこれを補う形での、いわば実務的改革の方向であり、<sup>(6)</sup>他の一つは、法典編纂事業の一環として、完備した時効法制を、出訴期限規則の存在とは一応切り離れた形で、一挙に実現しようとする方向である。<sup>(7)</sup>

前にみたように、出訴期限規則は、時効法としては、その適用範囲の狭さ、時効期間の短期性（とくに六ヶ月・一年

期間、取得時効の不備、援用・放棄・中断・停止等に関する明文規定の欠落等々、多くの基本的欠陥を帯びるものであり、梅が正確に指摘するように「極メテ不完全」な立法であったことは疑う余地がない。<sup>(8)</sup> その不完全性は、同規則の実施に際して実務上屢々痛感されたところであり、多くの伺指令、内訓等により解釈・運用を通して、ある程度までは補完され、また民法典の整備をまたずに、単行時効法立法の形式で、同規則の抜本的改正の試みがくり返して行われて来たことは、前述した通りである。この実務的改革の主眼目は、従来の出訴期限規則の適用範囲の拡大（同規則所定の債権種目の増大）と、所定期間の延長に向けられている。

これに対して、完備した民法典の中の一章として、時効法を体系的に構築しようとする立場（法典調査会案の時効法起草者としての梅、あるいはその先駆者としての旧民法起草者としてのポアソナード）よりすれば、フランス民法やドイツ民法草案にみられるような、ローマ法伝統の三〇年時効の原則を土台とした時効法体系から出発することが自然であり、この時効法体系の原則期間の問題として、従来の三〇年期間の採用（旧民法）あるいはその短縮（法典調査会案の二〇年）が問題となる。

従って、梅が旧民法の三〇年期間を法典調査会案において二〇年に短縮したのは、近時取引の要求と交通の発達を理由とする、ローマ法伝統の原則修正の観点からする短縮論の結論であって、出訴期限規則の問題ではない。梅が出訴期限規則の条項を顧慮するのは、もっぱら短期時効の特則の範囲に限られているのであり、いわば原則法・普通法を欠く特別法ともいべき従来の出訴期限規則の性質からすれば、それが当然の処理ということができよう。<sup>(10)</sup> それ故に、修正案委員会の審議において、出訴期限規則の五年期間が一六七条原案の二〇年と衝突する形で取上げられたことは、梅にとっては、おそらくは予想外の展開であったろうと思われる。

委員会多数の支持する原則期間短縮の修正提案に対する梅の反論は、それ自体としては、出訴期限規則の特殊性と不備を正確に衝く首尾一貫した主張といつてよい。委員の多くも、当時の法曹実務家として、従来の規則実施上の難

点とそれに対する内外の批判は承知していただろう。それにも拘らず、また梅の諸外国時効法に関する該博な比較法的知識の開陳にも拘らず、委員会の大勢が、二〇年原則の原案修正に固執し、逐条審議の段階で、一五年に短縮したのは何故であろうか。このことは、従来司法省を中心とする官僚・学者グループにより進行して来た民法典編纂作業に対する在野法曹の感情的反撥もあつたであろうが、それだけでは、割り切れないものがある。むしろ筆者には、委員会を支配した原則短縮論に、原案起案者側とは立脚点を異にする立法志向性——出訴期限規則の従来の実定性から出発する実務的改革の方向性——とともに「外国法」とくに英法についての独特の実務的意識があつたように、思われる。

すなわち、出訴期限規則は、内容的には不完全ながら、明治六年以降時効法としての実定性を保っている。その適用範囲は、有期の消費貸借、売買代金、請負金、運送賃、地代、家賃、給料等の、各種取引における重要な金銭債権を広範囲に（全部ではないが）網羅するものであり、これらは現実の訴訟事件の大半を占めるものである。<sup>(1)</sup>時効の援用・放棄・中断・停止といった問題も、実務上の運用を通じて判例法的に処理されて来たことは、前述の通りである。従つて、明治民法典編纂当時においては、出訴期限規則は、取引上の金銭債権一般について、時効通則として、ほぼ定着していたとみることができらる。

このような出訴期限規則の実定性の定着という現実からみるならば、同規則の最長期の五年が、一朝にして原案の原則二〇年にまで四倍も延長されるということは、従来の実定的法秩序の「大変革」として、実務家法曹に少なからぬ危惧をもたらしたであろうことは、容易に推察できるのである。出訴期限規則の実定性に密着した実務感覚——そしてそれに沿つた同規則改正の立法論——よりすれば、原案の二〇年は、それ自体はローマ法統の三〇年期間の短縮ではあつても、なお桁外れの延長であるし、原案起草者の理解よりすれば、出訴期限最長期の五年は、恐るべき不完全立法の表現でしかない。ここにおいて、原則期間の短縮をめぐる委員会の論争は、さきに述べた実務的時効法改

革の路線と原案起草者の法典編纂の基本姿勢との衝突を意味することになる。そして、「債権」について一〇年、「債権又ハ所有権ニ非サル財産権」について二〇年という、確定議の最終決定は、対立する上記観点の妥協的解決として、従来の取引通則としての出訴期限規則の適用範囲を「債権」として現行法立法に確認するとともに、その一〇年期間は、出訴期限最長期五年の倍加であると同時に、原案二〇年の半減として採用されたものであろう。<sup>(12)</sup>

この修正にかかわる一つの問題として、外国立法の間接的な影響が考えられる。さきに見たように、議論の発端において、委員会の短縮論は、その根拠として外国法における期間短縮の傾向をあげ、委員長星は、具体的に英法の規制に言及しているのであるが、梅は、これに対して多数の外国立法例を引いて反駁するけれども、英法については「大変区々ニナツテ居ルカラ」として特段の注意を向けていない。<sup>(13)</sup>

しかしながら、英国留学の体験のある星はもとより、当時の多くの法曹実務家にとっては、従来のわが国における領事裁判の実状や多数の涉外取引事件の経験を通して、実務上最も関心の深い外国法は、フランス法やドイツ法よりも英法であったはずで、<sup>(14)</sup>とくに英法における単純契約の訴に関する六年というリミティションの年限は、わが国出訴期限の五年と類似した期間規制として、重要な実務的意味をもっていたと思われる。当時ロエスレルが、旧商法の編纂において、商事時効の六年という期間を、直接に英法のリミティションから継受している事実<sup>(15)</sup>に照らしても、当時のわが国の取引規制に及んだ英法の現実的影響は、無視できないものがある。<sup>(16)</sup>ここでも、委員会の関心事は、一般比較法的な「法理学説」の問題ではなく、わが国に直接の関係がある「外国法」〔英法〕を含めた「現行ノ法律」あるいは「現行ノ慣習」の問題であった、とみてよいであらう。

これを要するに、一六七条における債権一〇年の時効規制は、出訴期限規則の実務的改革という実務的立法の進路（とその限界）と、民法典における体系的に完成した時効法の構築をめざす原案起草者の立法の進路との交錯・干渉から誕生した、特異な立法であった、と評価できよう。

- (1) 広中・前掲書五六頁所収、大日本帝國議會議誌三卷一八四二頁。
- (2) 広中・同上六〇頁、同上議會議誌一八四三頁。
- (3) 上掲理由のうち、(a)外国立法法の傾向、(イ)失火、(ロ)日本人の性急な氣質等の理由を貫くなら、原則期間をそれ自身の全面的短縮となりそうであるが、修正結果は「債権」についてのみの一〇年短縮が実現しただけで、それ以外の権利については原案の二〇年が残留している。もっとも(ハ)の氣質論(沼田発言)は委員会当初から「ずん／＼ヤルコトニシヤウ」とする委員長星の議事進行に対して、慎重審議を望む沼田等委員との対立(例、速記録一―三、二―七等参照)を背景とした、沼田の皮肉でもある。また沼田のあげる偽証の問題も、(ハ)の失火による証拠消滅の論点に関連するとみてよいであろう。(ロ)の外国立法法の理解が、原案を説明する梅と修正派委員との間で、微妙な差があることについては、本文に後述する。(イ)の失火の理由については、前述第四節注(8)参照。
- (4) 前述第五節注(31)参照。
- (5) 前掲佐々木の原案維持論、高橋の短縮論、山田の質疑等、いずれも貸借を問題としている。確定議に影響したと推測される梅の説明も、「若シ賃金ニ就イテ是デ長過ギルト云フोटデアルナラバ、債權丈ニツイテ短クサレルト云フコトハ、多少ノ理由アルコトヲ認メマス」として、貸金について短縮論に譲歩し、これを受けた守屋発言も「債権」として出訴期限規則所定の債権を表現したものである。
- (6) 前出第二節参照。
- (7) 前出第三節所掲の各草案参照。
- (8) 前掲第五回會議における梅発言参照。ポアソナードは、明治一二年当時のフランス民法の時効法の講義の中で、「日本ニ於テハ未タ期滿得免ル成立シタル法律有ルヲ聞カス」(仏国民法期滿得免篇講義・明治一三年刊六頁)と説いている。多くの民法草案や時効法草案を審査校閲している彼が、この当時の現行法である出訴期限規則の存在を知らなかったとも考え難いので、時効の一般法・原則法がない、という意味か、時効法としての不完全さの故に出訴期限規則を無視したか、そのいずれかであろうか。
- (9) 梅が法典調査会の審議説明で、直接に出訴期限規則との関連に言及するのは、一七四条の二年時効(法典調査會議事速記録五―二一〇)、一七五条の一年時効(同上速記録五―二一八以下)等においてであり、二〇年の原則期間では問題としていない。
- (10) 梅の修正案委員会における前掲説明は、出訴期限規則の適用範囲を正確に指摘する。短縮を主張する委員側の主張は、こ

の点がいささか漠然としていることを免れない。

(11) 従つて多数の委員にとつて、出訴期限規則の最長期五年は、取引における時効期間の原則の問題として理解されているので、梅の云う「原則」と衝突することになる。ここで梅が、貸金などの「債権」についてだけは、短縮の理由なしとしない。と譲歩しているのは、委員会の短縮論における原則の意味と、原案における原則の意味との隔差を意識したからと思われる。

(12) 原案の二〇〇年期間について、原田慶吉「日本民法典の史的素描」八五頁以下が、わが国中世の知行年記法の二〇〇年期間の、また債権一〇年期間について、「一〇年経過したときは官に取上げなき我が旧法の系統」の影響を断定されているのは、さぶる疑問がある。現行法編纂上、原田説の論拠を裏付ける資料が発見されていないし、原案の二〇〇年も、ローマ法以来の三〇〇年原則の近代化としての短縮であり、わが中世年記法への回帰とは考え難い。一〇年期間も、原案二〇〇年と出訴期限規則五年との、かね合いから考えられることは、本文に述べたところである。前出第三節本文所掲の時効法草案(期満得免法則三五条元老院訴訟法一六条、民事時効規則二七条等)にみられるように、法典調査会案に先行する時効立法において、二〇年原則はすでに試みられているし、債権一〇年に類する特例としても、民事期満効規則三〇条、民事時効規則二八条等の先例があることが、注目される。川島武宜・民法総則五二二頁は、ドイツ民法草案理由書における期間短縮論の紹介(Motive Bd. I, S. 296)より、現行民法の二〇年、一〇年期間に、ドイツ民法第一草案の影響を推測されるようであるが、同理由書は、後述のように短縮論からの批判に答えて、三〇年原則を維持する立場を主張するもので、同理由書ないし第一草案が、修正委員会の短縮論に直接に影響したと推測することは困難であらう。

(13) 伝統的な英法の法体系は、周知のように慣習と判例と錯雑な単行立法の集積よりなり(これはとくにリミティションについて著しい)、ドイツやフランスのような法典国と異なつて、制度移入を困難とする特色があり、梅が「大変区々ニナツテ居ル」という通りである。しかしこのことは、英法が現実、当時のわが国の裁判実務、立法作業あるいは法学教育に影響を与えた事実を、否定するものではない。ロエスレルの旧商法の時効規定のように、英法の期限がストレートに継受された例もあり、民法一六七条におけるように、大陸法系の原則の採用を修正・抑止する形で、英法が機能した例もある。

(14) 福島正夫「旧民法と慣行の問題」松山商大論集一七巻六号三一七頁は、ポアソナードが日本において多数の英国式契約書をみた事実を指摘される。

染野義信「わが国民事訴訟法の近代化の過程」菊井論集(上)五〇八頁は、明治一五年当時の涉外取引において、英米人との取引が最も多かった事実を、英公使パークスの発言から論証される。明治初期の涉外事件の裁判の実状と弁護士、代言人らにおける英法の知識の必要については、前掲・日本弁護士史所収の各事件の記述に詳しい。

(15) 谷川久「商事消滅時効制度寛書」成蹊法学四号八〇頁以下は、旧商法ロエスレル草案の時効規定に英法の影響を指摘される。

ロエスレルは、旧商法立法理由書において、草案四〇三条に商事時効を六年と定めたのは、英国の Statute of Limitation に拠ったと記述している。Roesler, Entwurf eines Handelsgesetzbuches für Japan mit Commentar, Bd. II, S. 198, 1917。ロエスレルのいう Statute とは、*Statute of Limitation 1623*, (21 Jac. 1, C. 16) S. 3 が規定する単純契約の訴についての六年の出訴期限を指すものであろう。

当時の日本における対外商取引の実状からすれば、ロエスレルが英法の契約上の訴の期限を旧商法に採用したことは、それなりに実用的選択であった、といえよう。ロエスレルの時効立法とポアンナードの時効立法との関係については、拙稿・前掲「現行時効法の成立とポアンナード理論」八一―三頁以下参照。

(16) わが法制における外国法移入の主潮が、明治三〇年代前後を境として、フランス法からドイツ法へと転換したことが、屢々説かれている。グローバルな図式化としては、そのような表現もできるであろうが、無視できぬ第三の要因として、当時の実務や法学教育に重大な影響を及ぼした英法の存在がある。わが民法における英法の影響の検討は、なお今後の研究課題と思われる。

## 八 現在の課題——結語

第九議会議院の民法審議において、修正案委員会が、「学説法理」にふれることなく、もっぱら「實際ノ便否」の観点から一六七条の原案に修正を加え、ここに債権一〇年という独特の時効法制が成立したのであるが、このことは、同条の解釈・適用をめぐる現行法上かなり困難な課題——それは単に「学説法理」の問題たるに止らず、現実の結果にまで波及する——を招来することとなった。ここには、そのいくつかの具体例に言及して本稿を結ぶことにしたい。

その一は、修正の結果新設された一六七条一項において、一〇年期間の対象を特定すべき「債権」という文言が、本来の立法趣旨を表現するのあまりにも漠然としており、その適用範囲を確定する上で困難を生じていることである。

現在多くの学説は、この文言の広さに応じて、一〇年期間の対象を、広く契約外の債権一般にまで及ぼして解釈しているけれども、先に考察した本条の立法経緯からみると、疑問を禁じえない。前述のように、「所有権以外ノ財産権」一般についての原則二〇年を定めていた原案から、債権一〇年という特則を引き出した最大の要因となったものは、各種取引上の債権に関する出訴期限規則の規制であつて、委員会の審議においても、適用の具体例として終始意識されているものは貸金債権であり、とくに契約外の債権——事務管理、不当利得、不法行為等に基づく法定債権は、全く議論の対象とされていない。このことは、出訴期限規則が、元來取引法の規制であつたことよりすれば、自然である。本条に続く一六八条における定期金債権については、最後の弁済期より一〇年とする新规定が付加されてはいるが、第一回弁済期より二〇年の原規定は残留しており、取消権（二二六条、詐害行為取消権（四二五条、不法行為責任（七二三条）等についての二重期間においても、一六七条の債権一〇年の修正とは、確定議の段階において明確に区別されて、原案の二〇年の原則が復活し維持されていることは、前述の通りである。

結局のところ、一六七条一項に新設された債権一〇年という規制は、その文言の広さにも拘らず、債権全般をカバーする意味はなく、契約上の債権（しかも、定期金債権や取消権・詐害行為取消権との関係では、なお契約関係中に二〇年の原則を許容する）を、本来の対象とする特則として立法されたものと理解される。すなわち、委員会が、一〇年期間の対象たる「債権」と、それ以外の「債権」とを意識的に区別して一〇年期間を設けながら、一六七条一項の「債権」を正確に限定すべき定義付けを怠つたもの<sup>(2)</sup>、というほかはないであろう。もとより、一〇年期間の対象となる「債権」の範囲を精密に確定することは、今後の解釈学の課題ではあるが、一六七条の不用意な文言から、債権一般の適用を

指定することは、一〇年期間を定立した立法上の基本的利益衡量を逸脱する危険があるといわなければならぬ。<sup>(3)</sup>

その二は、規制対象が単に「債権」と表現されたことに加えて、そこに採用された一〇年という期間の設定が、短期時効の通例としては長過ぎる反面、一般の原則期間と比較しては短か過ぎるという、中途半端な期間であったところから、同条二項、取得時効あるいは二重期間の各長期等の各規定に残留している二〇年期間との制度上の関連性が、外観の上で、はなはだ不明瞭となったことである。<sup>(4)</sup>

法典調査会案においては、二〇年時効の原則性が明快であるから、各個の期間について、いずれが原則としての「普通ノ時効」であり、いずれが例外としての特則であるかは疑問となる余地が少ない。これに対して、一六七条修正の結果として、現行法においては、「債権」一〇年の規制が表面に突出し、二〇年期間が、あたかも水面下の氷山のように沈んだ体裁となったために、時効法全体の体系が不明瞭なものとなっている。そしてこのことは、一二六条、四二五条(現行四二六条、七二三条(現行七二四条)、九六六条(現行八八四条)等の二重期間制における長期二〇年の期間の法的性質や適用をめぐって、近時解釈上の論議を紛糾させる遠因ともなっている。<sup>(5)</sup> ここにおいても、これらの諸規定にみられる二〇年期間は、原案の二〇年原則の発現であって、当初から「債権」一〇年の適用の枠外にあったことすなわち一七六条の修正の遺脱ではないことに、留意すべきであろう。<sup>(6)</sup>

その三は、前記各論点に連なる問題として、より一般的に、一六七条の修正の結果として、民法典の時効規則は、錯雑さを増大したことにある。

法典調査会案は、旧民法に比較すれば、六ヶ月期間を廃し、債権種目を整理し、原則期間を二〇年にまで圧縮するなど、整理されてはいるが、全体としては依然としてフランス民法―旧民法の基本的構造を承継したものである。ここにいう基本的構造とは、長期の原則時効期間を土台として、その上に各種の特別短期時効を、各自の史的沿革と、時々の取引上の要請に応じて積み上げるといふ、いわば歴史的時効法の体系である。<sup>(7)</sup> それ自体として、かなり複雑

なこの体系の上に、さらに出訴期限規則以来の沿革に基づく「債権」一〇年の期間を追加したことが、現行法をより錯綜させたことは当然で、とくに時効が最も問題となる債権の領域について、契約関係の一〇年とそれ以外の債権の二〇年という二重の基準を導入したことが、わが時効法に独特の複雑な性格を与える結果となっているのである。時効期間の錯雑な細分化は、判定の困難により時効法の運用を妨げるばかりでなく、請求権の競合する事例について困難な問題を生ずることは周知の通りであり、このような時効法の存在それ自体が、新たな紛争を招来する危険があることは、いうまでもない。<sup>8)</sup>

そして最後の論点として、ここに採用された一〇年という時効期間そのものの妥当性・合理性もまた、改めて検討する必要がある。

旧民法における伝統的な三〇年時効については、ヨーロッパ各国の法制上古くから批判のあるところで、法典調査会案が、近代取引の展開と交通の発達した現状を顧慮して、これを二〇年にまで縮減したことは、それなりに理由のある立法といつてよい。<sup>9)</sup>しかしこのことから、その二〇年をさらに半減した一〇年期間のわが民法における合理性を、直ちに論証することは出来ない。時効期間は、権利者・義務者双方の利害を適切に調整すべきものであるから、義務者の利益保護に必要な期間であると同時に、時効により権利を失うべき者にとって、その権利行使の機会を確保するのに充分な時間を保証する必要がある。時効期間を短縮するほどに、時効の効果を負担する権利者に対して、その権利保護の観点から、特段の配慮——起算点の顧慮、援用の条件、中断・停止事由の拡大等——が要求されることになる。この点について現行規制の配慮が果して充分かどうか、問題なしとしない。

さきにもみたように、ポアソナードは、時効期間短縮の必要を認めながらも、結局は旧民法において三〇年時効の原則を維持し、しかも時効の実効性を保つために、停止事由をフランス民法より狭く制限した。その反面、ポアソナードは、短期時効については、援用の制限や期間延長の特則を設けて、債権者保護に留意している。<sup>10)</sup>これに対して、法

典調査会案は、原則期間を二〇年にまで圧縮しながら、停止事由の制限を旧民法から承継し、しかも短期時効に関する前記特則を、ポアンナード学説の表現として、削除している。債権者保護の観点において、法典調査会案の起案者は、ポアンナードよりも楽観的であった、といえるであろう。このような情況において、委員会は一〇年期間を突如として広範囲に導入するのである。ここにおいては、一〇年期間の採用は、時効法近代化の表現というよりも、むしろ権利保護の保証を欠いた過度の短縮化という様相を呈することになる。原案の起草に携った梅や富井が、新設された一〇年期間に対して、終始懐疑的であったことは、<sup>(11)</sup> 故なしとしない。<sup>(12)</sup>

近時学説が、現行法の短期時効制度における権利者保護の必要性を指摘し、<sup>(13)</sup> 判例も信義則・権利濫用の法理に基づいて、時効の援用を次第に制限する傾向にある事実も、以上に考察した一六七条の成立に至るわが時効立法の歴史的過程と無縁なものではないであろう。

本稿において筆者が意図するところは、一六七条の成立過程が、現行時効法に、どのような現在の課題を負わせることになったか、という問題提起に尽きるものであって、現行規定の解釈論あるいは立法論として、それにどのような具体的解答を見出すかは、本稿の範囲を越える問題である。もとより法の解釈は、独自の創造的作業であり、立法過程の究明に止まるものではない。しかし歴史的所与としての法の内容を、正確に認識することを前提として、法の解釈は始まるべきものであり、その前提の下において、法の正しい創造としての解釈も可能となるものであろう。法規的内容を無視して、漠然たる文言のみを手がかりに解釈がなされるならば、そこには「自由な」あるいは「創造的」解釈の名の下に、不毛な論議の錯綜を招来する事態は避け難いであろう。このことは、現行法の正確な認識と批判から出発する立法論についても、事情は同様である。時効は、学問の所産ではなく、立法の所産であるといわれている。しかし恣意的に定立された時効法が、時として、いかに取引の動揺と社会生活上の不安をもたらしものであるか、時効立法史は伝えている。「人類の守護神」と「法による掠奪」との間に、時効を正しく制度化するこ

とは、常に至難の業であつたし、将来もまたそうであらう。

民法典の施行後ほぼ一世紀を経た現在、わが時効法制は、その成立の歴史的情況の確認と将来の立法の展望とにおいて、全面的に検討されるべき時期ではあるまいか。

(1) 委員会の一六七条をめぐる論議が終始貸金の問題に集中して、法定債権に全くふれるところがないことは——出訴期限規則を意識している限り自然ではあるが——特徴的である。そしてこの事實は、委員あるいは梅(政府委員)達の「債権」と云う言葉の用語法にも関係する。例えば沼田の法典編別に関する質問の中で、次のような発言があることに注目される。「債権」ノ中ニ矢張純然タル債権ト云フコトノ出来ナイダラウト思フモノモ這入ツテ居ル、ソレハ何かト云フト、事務管理、不当利得、或ハ不法行為、斯ノ如キコトガ矢張債権ノ中ニ這入ツテ居ル」云々(委員会速記録二一七)。沼田は、民法第三編「債権」の中に規定された法定債権を「純然タル債権」ではない、と説くのである。

(2) 第五回会議(前掲第六節三六頁)において梅が「若シ貸金ニ就イテ是デ長過ギルト云フコトデアルナラバ、債権丈ニ就イテ短クサレルト云フコトハ、多少ノ理由アルコト」(傍点・筆者)と発言したのを受けて、守屋が「債権ハ是マデ日本ニハ極メテアツタ、五年ト極ツテ居ル例ガアルカラ、——債権丈ハ十年ト云フコトニシタイ、咄嗟ノ間デスカラ文章ハドウシテ宜イカ知レヌ」云々(傍点・筆者)と応じている点に注意。梅は貸金を具体的にあげ、守屋は出訴期限規則所定の債権を意識している。同様の表現は、星の前掲総括報告にもみられる。短時日の間に大部の法典の審議修正を迫られていた委員会としては、一六七条一項に新設した「債権」の正確な明文化までは——法理・学説の問題として——留意しなかつたものと思われる。同様に原案の文言を簡略化したために、規定の適用範囲が不明瞭となった例として、一七三条の但書削除の修正がある。

(3) その例として、不当利得債権の時効については、従来多数説は、一六七条一項の一〇年期間の適用を当然視して来たが、近時これを疑問とする主張も有力である。谷川知平・不当利得の研究五八四頁以下、四宮和夫・事務管理・不当利得・不法行為(七九頁参照。不当利得債権は、本文に述べた立法経緯よりみると、当然に一〇年期間の対象とは考え難く、あるいは法の欠缺として、不法行為、契約いづれかの時効を、不当利得の状態に応じて、類推する可能性があると思われる。

(4) 例えば、現行六三九条にも「普通ノ時効期間」という文言があるところから、これを一〇年と二〇年とのいづれに解すべきか、説が分かれている。近時これを二〇年と主張する立場として、来栖三郎・契約法四七三頁、柳沢秀吉・相続回復請求権の消滅時効(六四頁以下参照。一二六条の長期について、法典調査会の当初の案に「普通ノ時効ニ必要ナル期間」とあつた文

言が、政府提出案では二〇年と書き改められていることも、注目されてよいであろう。前出・第四節注(15)法典調査会の高木質問に対する梅の説明参照。

(5) これらの二重期間を定めた諸規定について、長短両期間の制度的関係をどう理解するか、とくに長期二〇年の法的性質や起算点をどのように解釈するか、に関して、周知の論争がある。争点全般の状況については、法律時報五五卷三・四号・特集・時効期間と除斥期間―二重期間規定をめぐって―所掲の各論説参照。二〇年期間については、「通常の時効期間を倍加したものを屢々説かれているけれども、立法経緯からすれば、事実はその逆であり、「普通ノ時効期間」である原則二〇年が半減されて、現行の一〇年期間が成立したのである。

(6) 仮に二〇年期間が、一六七条を修正した際の、無意識な修正立法の遺脱であったと仮定すれば、文言に残留した「二〇年」は、「一〇年」と読み換える訂正解釈をほとんど余地があらう。しかし、このように解する余地はない。

(7) この点では、ドイツ民法の時効法も、短期時効の規制がより整理されているが、同様の歴史の時効体系に属する。これに対してスイス債務法においては、すでに一部諸地方に一〇年期間を実施していた沿革もあるが、より実用的観点から一〇年期間の原則と短期時効の五年の統一という形で時効法の体系化が進められているとともに、中断・停止が広く規定されている点で、特色がある。Spiro, Die Begrenzung privater Rechte durch Verjährungs-, Verwirkungs- und Fatafristen, Bd. 1, §331, S. 809f. 従ってわが民法の時効法体系に一〇年期間を導入しても、スイス債務法と同様の機能を期待することはできないのであり、一〇年原則を採用以上は、各種短期時効期間を整理するとともに、その適用範囲の確定、起算点の規制・中断停止事由の拡大等について全面的見直しが必要となるはずである。

(8) 複雑な時効規制がもたらす弊害については、すでにドイツ民法草案の時効法に対して、ヘルダーの鋭い指摘があったことについては次注参照。請求権競合の問題と時効規制との関係については、ペータース・ツィムマーマンの指摘参照。Petars-Zimmermann, Verjährungsfristen, S. 170.

(9) 例えば Hiestand は、スイス債務法が原則期間を一〇年に短縮した理由を次のように説く。「普通法の三〇年時効は、現代よりもはるかに沈滞していた過去の取引に対応するものであり、現時の活潑な生活においては、法的諸行為は、もはや往時のように当事者の記憶に確保されることはない故に、三〇年時効は長過ぎるものとなっている。またかかる長期時効は、近時諸法律が創り出した多くの短期時効との関係でも長きに失する」。Hiestand, Die Verjährung nach schweizerischem Obligationenrecht, 1889, S. 59. 同頁の三〇年時効批判は「オーストリー法及びプロウグワイン, Verjährung und gesetzliche Befristung, 1880, S. 211. にちよび認めらるべし。

ドイツ民法草案が三〇年時効を原則として五年以下の多様な短期時効を採用したことについては、Holder が厳しい批判を加える。彼は刑事時効の最長期（二〇年）、商業帳簿の保存期間（一〇年）、失踪宣告期間（一〇年）、善意占有者の取得時効期間（一〇年）等と比較して三〇年の時効期間は長期に過ぎる故に、これを一〇年に短縮すべきであり、さらに時効期間が多岐にわたることは実用的でもなく法的安定をも害するとして、長期時効期間の短縮と短期時効の整理とを提言している。

Holder, Die Normierung der Verjährung im Entwurfe eines Gesetzbuches für das Deutsche Reich, Arch. Burg. R. 11, 1896, S. 217f. その後も三〇年時効に対する立法上の批判は、多くの学者の支持を受け、最近のドイツ法務省による時効法改正案の主要眼目とされている。Peterson-Zimmermann, S. 103f.

(10) ポアンナードが、前述のように来朝直後には、日本における時効立法に短縮の必要がある発言をしながら、何故に結局は旧民法に三〇年時効の原則を維持するに至ったのかは、興味深い問題を残す。性法学者として時効に倫理的根拠付けを要請するポアンナードとしては、当時のわが国において時効期間の短縮を実施した場合に起りうべき私権抑圧の危惧をもたなかったか否か。

(11) 原案に二〇年を原則とした理由として梅は説く。「外国ニ於テハ普通時効ハ之ヲ三十年トスルヲ多シトス是レ交通ノ便未タ今日ノ如ク開ケサル時代ニ在リテハ或ハ可ナラント雖モ今日ハ——權利アラン者ハ仮令遠隔ノ地ニ在ルモ之ヲ行使スルコト致テ難シト為サス然ル二十年二十年ヲ経過スルモ尚ホ之ヲ行使セサル者ハ大率甚シキ怠慢アルモノト謂ハスンハアルヘカラス之ニ三十年ノ長期ヲ仮スハ蓋シ寛大ニ過キタリト謂フヘシ故ニ新民法ニ於テハ之ヲ二十年ニ短縮セリ」(民法要義(一)三五五頁以下)。債権一〇年の「例外」について、梅は云う。「右ハ消滅時効ノ原則ナリト雖モ債権ニ付テハ尚ホ長キニ失スルノ感ナキニ非ス蓋シ債権ハ他ノ權利ト異ナリテ之ヲ行使スルコト極メテ容易ナルコト多ク又債権関係ハ殊ニ普通ノ取引上頻繁ニ生スルモノナルカ故ニ此関係ニシテ不確定ナルコト多ケレハ大ニ事業ノ発達ヲ妨ケ社会ノ進運ヲ止ムルノ虞アリ故ニ外国ニ於テモ債権ハ他ノ權利ヨリモ短キ時効ニ罹ルヘキモノトセル例ナキニ非ス殊ニ我邦ニ於テハ從來有期ノ債権ハ五年ニ因リテ時効ニ罹ルヘキモノトセルニ今遽ニ之ヲ二十年トセハ或ハ權利上ニ劇変ヲ生シテ取引界ニ擾乱ヲ来ス虞ナシトセス是レ蓋シ衆議院ニ於テ特ニ之ヲ十年ニ短縮シタル所以ナラシカ但余ノ信スル所ニ拠レハ我邦ノ版図ハ益々広キヲ加ヘ殊ニ我邦ノ地勢ハ南北千有余里ニ渉ル島国ニシテ交通ノ便未タ遍カラス故ニ債権ノ時効ヲ十年トスルハ少シク早キニ失スルカ如キ憾ナキ能ハス」(同上三五六頁)。

時効により権利を失う者の帰責性を重視して、権利者の「怠慢」あるいは「過失」に時効の根拠を求めようとする梅にとっ

ては、期間の短縮に伴う権利保全の問題は、二〇年期間はなお安全としても、一〇年期間については、疑問があったものと思

われる。梅が好んで引用する「我邦ノ地勢」の問題は、単なる交通の便否というよりも、権利行使可能性の具象的表現とみるべきであろう。

富井もまた、梅とは異なる観点から一〇年期間の採用を批判する。

「消滅時効ノ期間ニ関スル外国ノ立法例ハ区々ニ様ナラスト雖モ普通時効ノ期間ハ之ヲ三十年ト定ムルモノ最モ多ク而シテ債権ト其他ノ財産権トノ間ニ差別ヲ設クルモノハ甚少シトス我民法ノ如キハ最モ短期ノ制ヲ採リタルモノニシテ畢竟近世交通ノ便著シク開ケタル理由ニ基クモノナリ但消滅時効ノ最長期間ト雖モ二十年ヲ超ヘサルモノトセルカ故ニ最初議會ニ提出セラレタル政府案ニハ債権ニ付キ特例ヲ設ケサリシモ衆議院ニ於テ之ヲ十年ト改メタルナリ是上述セル理由ノ外ニ債権ハ從來五年ヲ以テ出訴期限ニ權ルモノトセル場合最モ多カリシカ故ニ其慣習ヲ急變セサルコトヲ欲シタルニ由ルモノトス然リト雖モ立法問題トシテ考フルトキハ聊カ短期ニ失スルモノト謂フヘシ殊ニ我民法ニ於ケル如ク消滅時効ヲ以テ純然タル權利消滅ノ原因ト為ス制度ノ下ニ在リテハ最モ此感ナキコトヲ得サルナリ」(富井政章・民法原論(一)五九六頁)。

(12) この点に関連して、ドイツ民法草案理由書が、当時において三〇年時効について批判があり一〇年ないし二〇年の原則期間を採用すべしとの提唱があったことを紹介しながら、なお三〇年時効を維持すべき理由として、個々の短期時効の必要については広範囲の特別規定をもって対処できるとし、時効の有効な機能が義務者ないし社会一般の利益のために望ましいことであっても、権利者の犠牲・負担において時効が行き過ぎることは許されないと説いていることは、権利保護の要点を衝く指摘として、今日なお傾聴に価するであろう。Motive Bd. I, S. 296.

(13) 打田峻一「短期消滅時効制度批判」・民法基本問題一五〇講I二二八頁、平井宜雄・注釈民法(5)三三五頁、我妻栄・新訂民法総則四九二頁等。

問題は、期間の延長だけにかかわるのではなく、権利者の権利行使・実現の機会をいかにして確保するかにかかわるもので、例えばスイス債務法一三四条四号あるいは近時ドイツ民法八五二条二項の新設にみられるような停止事由全般の再検討が必要であろう。